

令和8年5月1日

利用団体各位

国立那須甲子青少年自然の家

林野火災警報の運用開始に伴う野外活動の対応について

1 概要

令和8年1月から、林野火災の予防上危険な気象状況になった際に、消防本部が「林野火災警報」を発令し、火災予防条例に基づく火の使用の制限について義務が課せられることになりました。それに伴い、当施設においても、規制される活動のうち「屋外における火遊び又はたき火」に該当する活動について、以下のとおり対応を行います。

2 対応期間

1～5月

3 対象の活動

屋外キャンプファイヤー、野外炊事、焼き板

4 林野火災警報発表時の活動実施方法

職員からの情報提供をもとに、団体が実施方法を判断し実施

5 各研修活動プログラムの対応

(1)屋外キャンプファイヤー

荒天時の場所(屋内)もしくは荒天時プログラム(屋内)を実施

(2)野外炊事

荒天時の活動場所(ピロティ、エコルーム2)で実施

(3)焼き板

ピロティで実施

6 職員からの情報提供

(1)林野火災注意報、警報の発表状況

注意報・警報が発表された際に、朝のつどい、入所手続き、活動前、代表者打合せ等で職員から団体に情報提供

※17時15分以降は警備員が情報提供

(2)天候、乾燥注意報、強風注意報、最大風速等

朝のつどい、代表者打合せ、活動前等で職員から団体に情報提供

7 参考

- ・白河地方広域市町村圏消防本部ホームページ(<https://shirakawa-syoubou.jp/>)
※「お知らせ」で林野火災注意報、警報の発表状況は、確認が可能。
- ・西郷村ホームページ「林野火災注意報・林野火災警報について」(https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/anshin_anzen/bosai_saigai/6063.html)